

平成 18 年度予算編成方針（基本的な考え方）

地方行政は、いま大きな転換期にある。

現在進められている「三位一体改革」は、平成 18 年度が当面の最終年度となるが、地方に対して十分な税財源の移譲がなされるかどうかについては、極めて不透明である。

一方、対応すべき行政課題は山積している。経済情勢に一部明るい兆しが見られることから、地方税収入については増加基調となっているものの、地方の財源不足はむしろ恒常化している。

本県においては、こうした時代の大きな転換期を捉え、地方分権の時代にふさわしい足腰の強い健全な財政を確立するため、「行財政改革プログラム」を本年 2 月に策定し、財政の健全化に向けた第一歩を踏み出したところである。

しかし、今後については、予断を許さない状況にある。

平成 18 年度収支試算によれば、本格的な少子高齢社会の到来を受けて、福祉や医療関係経費が増大するほか、いよいよ「団塊の世代」が大量退職を迎えるに当たって退職手当が急増するなど、現時点における 18 年度の収支不足額は、800 億円となり、17 年度当初予算の 571 億円を大きく上回るものと見込まれている。

加えて、これまで財政調整のために活用を図ってきた各種基金の残高も確実に減少しており、本県の財政的な余力はまさに限界に達しようとしている。

今後、景気の回復がなお一層進み、県税等に相応の伸びがあったとしてもなお、財政運営は従来にも増して厳しいものとならざるを得ない。

こうした中、県内経済の活性化を図ることを通じて県税収入の確保に努めるなど、歳入確保には万全を期するとともに、歳出面においては、ありふれた言葉ではあるが、いま一度「選択と集中」という原点に立ち返って、事務事業の見直しを徹底することが極めて重要である。

「行財政改革プログラム」においては、職員定数の見直しや公共事業費の総額抑制、指定出資法人の改革、あるいは県単独補助金の見直しなど、数多くの取組課題を掲げている。これらの根本にある考えは、いずれも「選択と集中」である。

単なる縮小均衡に陥るのではなく、より必要性や効果の高い事業へと財源をシフトし、より大きな成果を確実に上げていくこと。財源が絶対的に不足する中に

あって、県政を着実に発展させていくためには、より成果を重視する県政運営へと転換していくことが必要不可欠である。

また、従来は、まず「予算ありき」で仕事をする発想があった。しかし、これからは、予算だけではなく「仕事のやり方」を工夫することにより、県政の諸課題の解決を目指す「仕事編成」の視点が必要である。

平成18年度は、現行の「彩の国5か年計画21」の最終年度に当たる。

県財政を取り巻く環境はこれまでになく厳しいものとなっているが、この厳しさを、足腰の強い財政運営へと転換していくひとつの好機と捉え、県政の着実な発展を推進していかなければならない。

中長期的な視点に立って県内経済の活性化を図り、歳入の増加を目指すとともに、徹底した「選択と集中」により、歳出超過の財政構造から脱却し、分権型社会の担い手として、県民の大きな期待に応え、真の地方分権の時代にふさわしい足腰の強い財政基盤を確立するため、下記により予算編成を行うこととする。

総括的事項

1 総論

- ア 本年2月に策定した「行財政改革プログラム」においては、今後拡大が予想される収支不足額について、平成19年度には500億円まで圧縮することとしている。したがって、このプログラムに掲げた取組を確実に実施するとともに、予算要求に当たっては、上述した基本的認識に立って「選択と集中」を徹底し、安易な前例踏襲を排し、事務事業の取捨選択に努めること。
- イ 国・県・市町村・民間などの本来の役割分担に立ち返り、ゼロベースから各事業の必要性や効果を検証するとともに、不要・不急の事業は廃止する、あるいはより効果の高い事業に大胆に特化するなど、事務事業の徹底した整理統合に努めること。
- ウ 平成16年度に実施した「事務事業の総点検」において設定された課題のうち未対応のものについては、課題解決に向けて積極的に取り組み、予算要求に反映させること。また、自ら歳出削減・財源確保の取組に努めること。
- エ 平成18年度においても、地方財政全体を通じた大幅な財源不足が見込まれるとともに、経済情勢や三位一体改革の動向など、先行きに不透明な要素が多いことから、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等を注視し、柔軟かつ的確な対応を行うこと。
- オ なお、予算要求に当たっては、各部局における事務事業の抜本的な見直しを推進するため、キャップ方式によること。

2 事業の選択

事業の選択に当たっては、「彩の国5か年計画21」で設定した政策指標の動向を踏まえるとともに、生活者の視点に立って、事業の優先度や対象を見定め、真に必要な事業への重点化を図ること。

こうした観点から、「少子・高齢社会への対応」や「県民生活の安心・安全の確保」、「県内経済の活性化」、「次代を担う人づくり」など、県政の重要施策の中から、県民生活の維持・向上や、本県の発展に欠かすことのできない事業のうち、早期に事業効果を発現させることができる事業について、

重点的に取り組むこととする。

また、常にコストを意識し、「優れた経営体」としていかにあるべきかという観点から事業の選択に努めるとともに、「官から民へ」の視点に立って、民間の知恵や活力を活用するほか、県内経済を活性化し、税収の増加や雇用の創出に資する事業の在り方についても十分な検討を行うこと。

3 部局が連携した事業展開の推進

複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、関連予算を要求するに当たっては、あらかじめ関係する部局間で調整を行い、既存事業の見直しや事業の体系化を行うなど、部局連携に基づく予算要求になお一層取り組むこと。

4 一般財源の抑制、財源の確保

一般財源の総額が極度に不足している現状を十分に勘案の上、一般財源の充当を極力抑制するとともに、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めること。特に、高齢者減免をはじめとする使用料等に係る減免制度については、受益者負担の原則に立ち返り、見直しを検討すること。併せて、条例等に基づき裁量により減免を行っている場合であっても、安易な減免は行わないなど、制度運用の実態についても見直すこと。

また、県有財産の売却や利活用を進めるとともに、協賛金・広告収入の確保など自主財源の充実・確保になお一層努めること。さらに、ネーミングライツ導入の検討など、従来の枠組を超えた歳入の確保策にも積極的に取り組むこと。

5 経常経費の節減合理化

一般行政費の抑制に努めるとともに、人件費こそが最大のコストであることを十分に認識し、組織・定数の見直しに全力で取り組むこと。

主な経費の取り扱い

1 公共事業

投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い、「重点化」を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるコスト縮減に努めること。また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の評価等を徹底すること。

2 その他投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、真に必要なやむを得ないものを除き、事業の中止や繰延べ・適正規模への縮小等を検討すること。

3 外郭団体への支出

「行財政改革プログラム」及び「指定出資法人改革プログラム」に掲げられた取組を確実に実施するとともに、県からの人的・財政的支援の見直しを徹底して行うこと。また、公の施設を管理する指定出資法人にあっては、指定管理者制度の導入を踏まえ、さらなる経営改善を行うよう努めること。

4 補助金

施策誘導という補助金本来の性格を踏まえ、役割分担の明確化、事業の重点化、効果の検証等を通じて、廃止を含めた見直しを徹底すること。特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものについては、原則廃止とすること。また、継続する事業についても終期を設定すること。

さらに、新たな財政負担を伴う補助事業は創設しないこととし、既存事業のスクラップにより創設する場合であっても、上記の観点から必要性等を十分に吟味すること。

5 市町村支援

県と市町村の役割分担を原点に立ち返って見直した上で、市町村に対する補助金については、真に県の支援が求められるものに限定するとともに、市町村の自主性・創造性が発揮できるよう各種補助制度の統合・メニュー化等についても検討すること。また、市町村に対する零細補助は廃止すること。

6 制度融資等（利子補助を含む）

民間においても、すでに低利の融資が行われているなど、昨今の金融情勢を踏まえ、制度融資等の必要性を十分に検討するとともに、貸付金利・預託金利等の各種条件についても見直しを行うこと。

7 県有財産の利活用

県有地については、処分可能なものから積極的に売却等を行うほか、特定目的基金についても、財源確保の観点から、一般財源による新たな積立ての中止や、基金を財源とする既存事業の見直し、基金の用途拡大等を検討すること。

平成18年度収支試算（一般財源ベース）

平成17年10月

- この試算は、現時点で平成18年度の歳入と歳出（いずれも一般財源ベース）を一定の前提に基づき試算し、とりまとめたものである。
- 現時点で収支不足額は800億円にのぼるが、11月以降の予算編成過程を通じて、改めて歳入の見積もりを行うとともに、事務事業の見直しを進める中で、最終的な収支不足額の圧縮を図っていく。

歳入

（単位：億円、％）

	18年度推計	17年度当初	差し引き	伸び率
県税等 1	7,859	7,478	381	5.1
地方特例交付金	388	390	2	0.5
地方交付税等 2	2,976	3,035	59	1.9
減税補てん債	70	101	31	30.7
その他歳入	320	311	9	2.9
計	11,613	11,315	298	2.6

1 県税、地方譲与税、地方消費税清算金、利子割清算金の合計額

2 地方交付税及び臨時財政対策債の合計額

歳出

（単位：億円、％）

	18年度推計	17年度当初	差し引き	伸び率
給与費	5,398	5,277	121	2.3
公債費	1,672	1,686	14	0.8
扶助費	279	257	22	8.6
県税交付金等	1,782	1,637	145	8.9
その他事業費	3,282	3,029	253	8.4
計	12,413	11,886	527	4.4

収支の状況

（単位：億円、％）

	18年度推計	17年度当初	差し引き	伸び率
-	800	571	229	40.1

平成17年度における収支不足額は、財政調整のための基金の取り崩しと県債の追加発行を予算計上することにより対応した。

【試算の前提】

歳入

(1) 県税等

ア 県税、地方譲与税（所得譲与税を除く）、地方消費税清算金、利子割清算金については、平成16年度決算額をベースに、内閣府の試算等に基づき名目成長率を設定し、これに租税弾性値（名目成長率が1%伸びた場合の県税の伸び率）を乗じて伸び率を算出し、試算した。（名目成長率の設定：平成16年度0.8%、平成17年度1.3%）

イ 所得譲与税については、本年8月に国が示した「平成18年度地方財政収支の仮試算」の伸び率を基に試算した。

(2) 地方特例交付金・地方交付税等・減税補てん債

本年8月に国が示した「平成18年度地方財政収支の仮試算」の伸び率を基に試算した。

(3) その他歳入

関係部局の現時点での見積もり等に基づき試算した。

歳出

(1) 給与費

現員現給ベースで、普通昇給及び新陳代謝等を勘案して試算した。

(2) 公債費

借換債については従前の償還計画に基づき発行し、それ以外の県債については原則として平成17年度当初予算と同額で発行するものとして試算した。

(3) 扶助費

関係部局の現時点での見積もり等に基づき試算した。

(4) 県税交付金等

歳入の県税等の伸びに合わせて試算した。

(5) その他事業費

各部局の現時点での見積もり等に基づき試算した。